

# 公共の施設とサービスにおける『官民連携』の拡大 ～新たなPPP/PFI 推進アクションプランの策定～

令和5年2月22日



内閣府 民間資金等活用事業推進室

# PPP/PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）概要

## 1. PPP/PFI推進に当たっての考え方

### (1) 基本的な考え方

- ①多様な政策ニーズに対応するため、公共の施設とサービスに民間の知恵と資金を最大限活用
- ②「新しい資本主義」の中核となる「新たな官民連携」の柱として「成長と分配」の好循環を実現
- ③「デジタル田園都市国家構想」の推進力として、インフラの持続可能性等の地域課題を解決し、魅力的で活力ある地域を実現
- ④カーボンニュートラル、デジタル技術の社会実装など新たな政策課題へアプローチ

### (2) 推進の方向性

- ・自律的な展開基盤の早期形成のため、令和4年度から5年間を「重点実行期間」とし、支援策を拡充・重点投入
- ①地域における活用拡大 ②活用対象の拡大 ③民間による創意工夫の最大化 ④地域の主体の能力強化と人材の確保

## 2. PPP/PFIの推進施策

### (1) 多様なPPP/PFIの展開 「新たなPPP/PFI活用モデル」形成（分野・手法等）に取り組む（PFI推進機構と連携）

- ・公園、公民館等の身近な施設
- ・新しい政策課題への対応（グリーン、デジタル）
- ・地域交通、人工衛星等
- ・インフラの維持管理分野への拡大
- ・公的不動産活用（国有財産、学校等）
- ・広域化、集約化・多機能化 等

### (2) 地方公共団体等の機運醸成・ノウハウの蓄積と案件形成に向けた積極的な支援

- ・優先的検討規程の実効性向上、策定促進（人口10～20万人の全自治体での策定：R5年度）
- ・首長等の機運醸成（トップセールスの実施：機構と連携）
- ・先導的な優良事例等の表彰制度創設
- ・マニュアル（導入の手引き、契約書ひな型等）の整理・周知
- ・PFI推進機構による地域金融機関等の人材育成の全国展開
- ・専門家派遣、伴走支援の強化
- ・新たな活用モデルの形成や小規模自治体への支援の積極的実施
- ・地域プラットフォームの全都道府県への展開、機能強化（R8年度）
- ・民間提案制度の実効性向上（提案者へのインセンティブ付与等）
- ・自治体の受付窓口の設置促進、事業リストの公開・一覧化

### (3) 取組基盤の充実

- ・多様な効果の見える化、動画の活用、情報・発信の充実
- ・制度・運用改善や規制改革提案の受付、検討体制の強化
- ・官民リスク分担の新手法の導入（ポイント・シェアリング条項等）

### (4) PFI推進機構の活用

- ・先導的事例の形成、案件発掘等、コンサルティングの積極的実施
- ・地域金融機関等へのノウハウ移転
- ・今後のあり方について検討、所要の法案の早期提出

## 3. PPP/PFIアクションプラン推進の目標

### (1) 事業規模目標

30兆円（令和4年度～13年度）  
コンセッション：7兆円、収益型事業：7兆円  
公的不動産利活用：5兆円、サービス購入型等：7兆円、取組強化：4兆円

### (2) 重点分野と目標

- ・件数目標を設定、案件リスト・工程等を具体化した実行計画策定
- ・空港/上下水道/バス/スタジアム・アリーナ/文化施設/大学施設/公園等
- ・好事例の横展開、案件発掘、関連施策を集中的に投入

## 4. PDCAサイクル

### (1) PDCAの進め方

- ・毎年度フォローアップ、課題の抽出、対応策の検討
- ・重点実行期間の中間評価

# 新しい資本主義の実現に向けたPPP/PFI推進の基本的考え方

- ◆「**新たな官民連携**」の柱としてPPP/PFIを抜本的に拡充し、民間投資を誘発し、「**成長と分配の好循環**」を実現。
- ◆ 厳しい財政状況の下でも多様な政策ニーズに的確に対応する観点から、PPP/PFIによって、公共の施設とサービスに**民間の知恵と資金**を最大限活用。
- ◆ **デジタル田園都市国家構想の推進力**として、インフラの持続可能性等の地域課題を解決し、魅力的で活力ある地方を実現。
- ◆ 新アクションプランにおいて今後**10年間の取組目標**を新たに設定（**事業規模30兆円**）。**当初5年間**を「**重点実行期間**」とし、PFI推進機構の機能も活用・強化しつつ、各府省の施策を集中的に投入。

## PPP/PFIの事業規模目標

現行目標は前倒しで達成  
 (R2年度末までの8年間で26.7兆円  
 (うち関空・伊丹で約5兆円)の実績)

10年間の新目標

**30兆円**



コンセッション(※)等の**新たな分野・領域の開拓**や、**活用地域の拡大**など分野横断的な推進施策の強化。

公的負担を削減しつつ、民間のビジネス機会を創出。

(※)コンセッションは、公共の施設・サービスに民間の資金・ノウハウを活用するPPP/PFIのうち、料金設定や施設の更新・追加投資の判断も民間の運営に委ね、施設の価値を高める手法。

## 岸田総理発言

「本日、令和4年度から10年間の事業規模目標を30兆円と設定し、PPP/PFIの推進策を抜本強化する、新たなアクションプランを決定いたしました。

公共の施設とサービスに民間の資金と創意工夫を最大限活用するPPP/PFIは、新しい資本主義における新たな官民連携において、柱となる重要な取組です。

厳しい財政状況の下でも多様な政策ニーズに対応するとともに、民間の新たなビジネス機会や新たな市場を創造し、成長と分配の好循環を実現いたします。

また、個性的で活力ある地方の実現を目指すデジタル田園都市国家構想の推進力としても活用していきます。

新しい目標の達成に向けて、スタジアム・アリーナや文化・社会教育施設、公園を始めとする、新たな分野・領域におけるコンセッション等の拡大、各省の支援策の拡充・集中投入、自治体への伴走支援の強化などを通じた、幅広い自治体での取組の加速、新たな実効的な民間提案スキームの導入を始め、民間の創意工夫が一層発揮できる推進施策の強化などにより、PPP/PFIが全国で自律的に展開される基盤を形成することを目指します。

その早期実現を図るべく、特に、当初5年間の重点実行期間とし、PFI推進機構の機能も活用・強化しつつ、関係施策を抜本的に強化し、集中的に投入していきます。

関係大臣は、牧島大臣を中心に連携し、本日決定したアクションプランに基づき、迅速かつ強力に諸施策を推進するとともに、しっかりと進捗管理を行った上で、施策の更なる強化に取り組んでください。」

# (参考)「経済財政運営と改革の基本方針2022(骨太方針)」

(令和4年6月7日閣議決定)(抜粋)

## 第2章 新しい資本主義に向けた改革

### 2. 社会課題の解決に向けた取組

#### (1) 民間による社会的価値の創造

##### (PPP/PFIの活用等による官民連携の推進)

民間の資金・ノウハウを公共施設等に活用するPPP/PFI(※1)について、新しい資本主義の中核となる「新たな官民連携」の取組として、新たなアクションプラン(※2)に基づき、取組を抜本的に強化する。今後5年間で、PPP/PFIが自律的に展開される基盤の形成に向けた「重点実行期間」とし、PFI推進機構の機能も活用・強化しつつ、関連施策を集中的に投入するとともに、幅広い自治体の取組を促す。その際、交付金等について、PPP/PFIの活用がより促進されるよう制度改善を検討する。

スタジアム・アリーナ、文化施設、交通ターミナル等へのコンセッション導入、指標連動方式(※3)も活用した道路等のインフラの維持管理・更新での案件形成等活用対象の拡大を図る(※4)とともに、水道、下水道、教育施設等の先行事例の横展開を強化する。

コロナ禍の経験等を踏まえ、リスク分担の検討等を進めつつ、原則として全ての空港へのコンセッション導入を促進する。

デジタル田園都市国家構想の推進力として活用し、地域交流の場である公園・公民館等の身近な施設への新しい活用モデルを形成するとともに、地域プラットフォームの全都道府県での設置促進、優先的検討規程の策定・運用支援、事業効果の見える化・情報発信等により、案件形成を強力に促進する。民間の創意工夫の一層の発揮に向け、提案者へのインセンティブ付与等民間提案制度の強化等に取り組む。

また、樹木採取権制度の活用を推進する。

※1 民間の資金・ノウハウを活用し、財政負担を削減・平準化しつつ、民間のビジネス機会を創出すること等が期待される。

※2 「PPP/PFI推進アクションプラン(令和4年改定版)」(令和4年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定)。

※3 民間事業者のサービスに対する対価等の一部又は全部が、サービスの水準に関する指標の達成状況で決まる方式。

※4 LAV(Local Asset Backed Vehicle)の略で、地方公共団体等が公的不動産を現物出資して民間事業者と新たな事業体を設立し、公的不動産の有効活用を図る方式)の活用を含む。

# PPP/PFI推進の方向性

## ◆地域における活用拡大

- 活用される地域の拡大と、各地域における継続的な活用に取り組む。
- 優先的検討規程等、PPP/PFI手法を積極的に検討する仕組み、PDCAサイクルのもと事後評価等を通じて手法の改善を検討する仕組みの定着を促進。
- 地域プラットフォームなど関係者の連携の場の確保や、多様な効果の発信強化等による機運醸成。

## ◆活用対象の拡大

- 提供されるサービスに対する民間の創意工夫の発揮や新たな活用の展開が期待される公共施設等に対し、公共施設等運営事業をはじめとするPPP/PFI活用の裾野を拡大。
- 人口減少・高齢社会の到来で新たに必要となるサービス、持続可能性に課題が生じるサービスなどへの活用により、政策課題への対応に貢献。
- 国の支援策、民間資金等活用事業推進機構の機能、企業版ふるさと納税やクラウドファンディング等の新たな資金調達手法、バンドリングや広域化等、様々な工夫を積極活用。

## ◆民間による創意工夫の最大化

- 性能発注化や収益施設の併設、事業期間の長期化、公共施設等運営事業など民間の自由度がより高い手法の活用を促進。
- 民間提案制度の活用等を通じ、民間発意によるPPP/PFI事業の案件形成を促進。
- 制度面の課題を汲み上げ、運用上の対応の明確化や制度の改善を検討。

## ◆地域の主体の能力強化と人材の確保

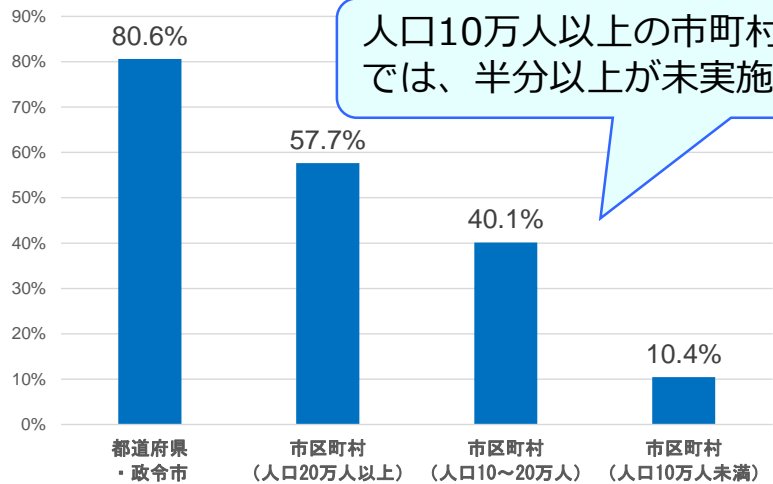
- 地方公共団体、民間事業者、地域金融機関等PPP/PFIに携わる主体の能力強化と人材の確保が重要。
- 地域の実情や課題に応じ、多様なPPP/PFI手法を選択できるよう、実績や効果、事業実施上の課題解決のノウハウ等の情報の共有・見える化を推進。
- 推進に向けた環境整備や案件形成等について、伴走型の支援策を充実。

# 地域における活用拡大

- ◆自治体のPFI実施状況には偏りがあり、幅広い自治体の取組を促進することが必要。
- ◆具体的には、①未実施の自治体への働きかけの強化、②小規模自治体における取組の促進を進めるため、以下の取組を実施。
  - PPP/PFI専門家派遣件数を3倍とするなど自治体の案件形成に対する支援を強化。
  - 令和8年度末までに全ての都道府県で地域プラットフォーム※1を設置し、その機能を強化。
  - 優先的検討規程※2の運用状況の実態把握・見える化や運用の改善策の整理を行い、実効性ある規程へと見直す。令和5年度末までに人口10万人以上の全自治体で導入。

## ■自治体規模別のPFI実施割合

※令和2年度末時点



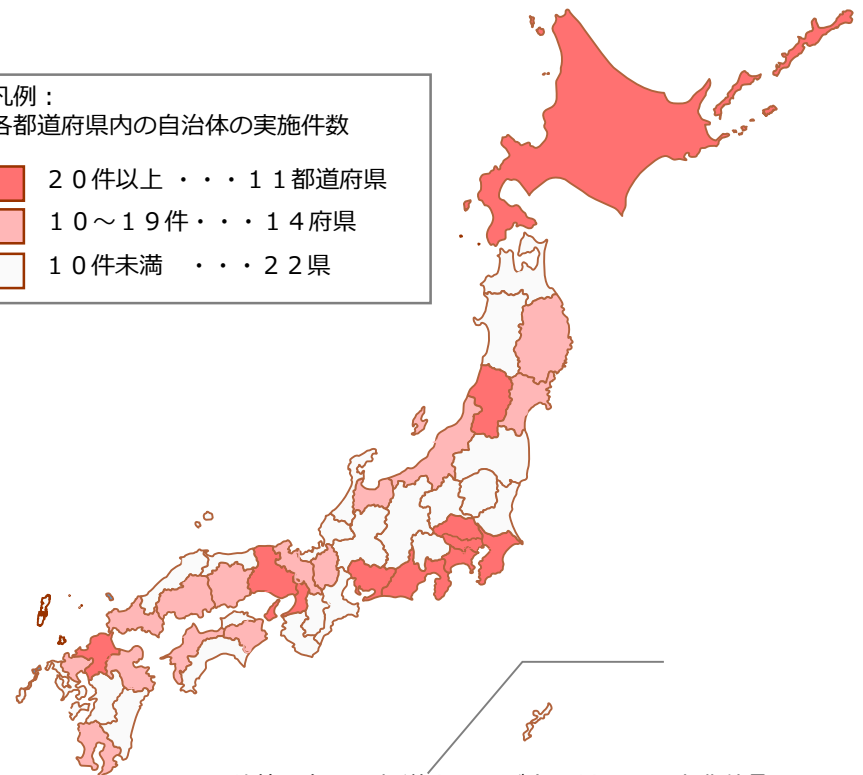
現時点で11県・1政令市が未実施

## ■都道府県別PFI実施状況

凡例:

各都道府県内の自治体の実施件数

- 20件以上・・・11都道府県
- 10~19件・・・14府県
- 10件未満・・・22県



※数値は各県の都道府県及び市町村による事業件数  
※令和2年度末までの累計

※1 PPP/PFI導入に関する企業・金融機関・自治体等の連携の場。  
※2 公共施設の整備等の際し、PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組み。

# 活用対象の拡大①

- ◆ コンセッション等の活用について、**新たな分野・領域・地域を開拓**し、取組を加速。
- ◆ 重点分野について、原則として5年間で少なくとも具体化すべき事業件数目標を設定し、以下に取り組む。
  - **機構の機能も活用・強化**しつつ、**関連施策の集中投入、交付金等の制度改善**。
  - 案件候補リストや推進施策、工程を具体化した**実行計画**を策定。
  - 好事例の横展開、案件発掘のための**トップセールス、ガイドライン・ひな型作成**等、各分野の現状や目標に応じた施策を推進。

## 【重点分野】

### 従来からの設定分野

分野	目標	主な取組
空港	3件	・リスク分担条項の契約への反映検討
水道	5件	・老朽化対策など支援方策を検討 ・ターゲットを明確にした働きかけ
下水道	6件	・国費支援において民間提案に係る要件化 ・下水管の更新補助について、コンセッション導入の要件化、インセンティブ設定検討
MICE施設	10件	・専門家派遣、民間サウンディング等に資するプラットフォーム整備検討
公営住宅	10件*	・先行事例の横展開、地方公共団体の支援
クルーズ船向け旅客ターミナル施設	—	・国際クルーズの動向を見極め改めて検討
公営水力発電	3件**	・導入可能性調査補助、事例の横展開
工業用水道	3件	・契約書等のひな形作成、周知 ・デジタル技術等活用、広域化、民間活用の一体的推進による事業モデル創出検討

\*実施契約締結

\*\*今後の経営のあり方の検討(コンセッション、民営化・民間譲渡等)

### 新たな設定分野

分野	目標	主な取組
スポーツ施設 (スタジアム・アリーナ等)	10件	・コンセッションガイドライン作成、周知 ・トップセールス等、案件候補の掘り起こし ・コンセッション導入に向けた支援策の検討 ・地方創生推進交付金、社会資本整備総合交付金等の重点対象化
文化・社会教育施設	10件	・トップセールス等、案件候補の掘り起こし ・PPP/PFI導入に向けた支援策の検討 ・先行事例の横展開、契約書ひな形作成 ・地方創生推進交付金、都市構造再編集中支援事業等の重点対象化
国立大学	5件	・導入可能性調査、施設整備支援 ・一定規模以上の新築・改築はPFIを原則化
公園	2件	・モデル公園を設定し、コンセッション導入検討 ・公園全体の民間活用拡大を調査から整備まで一貫支援できる仕組みを検討
道路 (交通ターミナル等)	6件(具体化) 1件(事業実施)	・品川、追浜、新潟、近鉄四日市、神戸三宮、呉における具体化



## 活用対象の拡大②

◆ PPP/PFIの質と量の両面からの充実を図る上で、国の支援施策と機構による支援を積極的に活用して先導的事例を形成し、新たなPPP/PFI活用モデルを横展開すること等により、多様なPPP/PFIの展開に取り組む。

【新たなPPP/PFI活用モデル形成に取り組む分野】

- 地域交流の場である身近な施設(公民館、公園等)でのPPP/PFI活用  
⇒小規模自治体や地域企業でも取り組みやすいモデルを構築
- デジタル技術の社会実装やカーボンニュートラル実現でのPPP/PFI活用  
⇒国や自治体の所有施設の脱炭素化などの新たなPPP/PFI活用モデル
- 河川、港湾、国立公園等での官民連携  
⇒Park-PFIと同様の枠組みについて、河川、港湾等で導入。
- キャッシュフローを生み出しにくいインフラでのPPP/PFI活用  
⇒指標連動方式、維持管理の包括的民間委託
- インフラ管理における分野横断包括的民間委託・複数自治体共同発注  
⇒道路や下水道、河川、公園等のインフラの維持、修繕等の管理
- 農業水利施設の管理でのPPP/PFI活用  
⇒老朽化等への課題対応
- 地域交通分野におけるPPP/PFIの活用  
⇒持続可能な地域交通の実現に向け、官民などの連携による共創を推進
- 人工衛星の管理・運用におけるPPP/PFIの導入  
⇒収益事業等の民間ビジネス機会の創出
- 付帯収益事業を伴うPPP/PFI活用  
⇒公共施設と民間施設の相乗効果による地域課題の解決
- 公的不動産の有効活用におけるPPP/PFIの導入  
⇒国有地活用や、学校等の文教施設の利活用等

# 民間による創意工夫の最大化

## 実効的な民間提案スキームの導入

- 効果的な提案をした民間事業者に対し入札時に加点する等の**インセンティブを付与する新たなスキームの導入**を促進。
- 自治体の詳細制度設計や提案審査等に対する**専門家による技術的な支援**、横展開に向けた**民間提案マニュアルの改定**など民間提案制度の実効性の向上。
- 民間発の取組を促すべく、地方公共団体における構想段階や補助申請段階の**案件候補リスト**の公表や、PPP/PFIに対応する**統一的な窓口の設置**を促進。

## 制度・運用改善の取組強化

- 事業者の**意見を募集**し民間の創意工夫が一層発揮できる**制度改善の検討の場**を民間資金等活用事業推進委員会に設定。
- 民間事業者や地方公共団体等からPPP/PFIの効果的な実施に資する**制度や運用の改善に関する提案**を受け付け、**規制改革・行政改革**の枠組みとも連携し、制度や運用の改善に取り組む。
- 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、プロフィット・ロスシェアリング条項の導入、運営権対価の支払い方法の見直し等、公共施設等運営事業等に係る**官民のリスク分担の新たな手法**を導入。

# 地域の主体の能力強化と人材の確保

## 地域の主体の機運醸成に向けた情報提供等

- 機構や関係省庁と連携し、P F Iに関する情報の一元化や、WEBサイトの充実、動画の活用等、参照しやすい形での情報発信を実施。
- 地域の課題解決に資する取組や、P P P / P F Iにより生み出される多様な効果について、事例を収集し、見える化を図る。
- P P P / P F I事業の先導的な優良事例や取組体制等を選定し、国が表彰。

## 人材確保に対する支援の強化

- 国による案件形成支援や機構のコンサルティング機能の積極的な活用を通じた伴走型支援の強化、地域プラットフォームの設置促進や機能強化等により、地方公共団体、民間事業者、地域金融機関等のノウハウの蓄積、共有を促進。
- 機構が全国の地域金融機関に対し、金融実務等のノウハウの移転を推進。

## 手続きの簡易化等の負担軽減

- 手続きなどの簡易化や期間短縮等、負担軽減に資する手引やマニュアルの改定
- 地方公共団体が、初めてP P P / P F I事業の検討を行う場合の参照のしやすさに配慮

# PPP／PFIに関するガイドライン・手引き等

	事業 発案段階	事業条件 検討段階	実施方針の 策定・公表	特定事業の 評価・選定、公表	民間事業者の 募集、評価・選定、公表	事業契約等の 締結等	事業の 実施、監視等	事業の終了	
事業導入 関連	地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き（H15）								
	PPP/PFI手法導入優先的検討 規程 ・策定の手引き （H28策定、R4更新） ・運用の手引き（H29）								
事業推進の 手続き関連	PFI事業実施プロセスに関するガイドライン（H13策定、R3更新）								
	PPP/PFI導入可能性調査簡易 化マニュアル（H31）						PFI事業におけるリスク分担等に 関するガイドライン（H13策定、R3 更新）		
	VFMに関するガイドライン（H13策定、H30更新）					契約に関するガイ ドライン（H15策 定、R3更新）	モニタリングに関するガイ ドライン（H15策定、H30更新）		
	VFM簡易算定モデル、 VFM簡易算定モデルマ ニュアル（H29）							PFI標準契約 1（H22）	PFI事業における 事後評価マニュアル（R3）
	地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続き簡易化マニュアル（H26）								
	公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（H25策定、H31更新）								
官民対話（民間提案含む） 関連	PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド （H28 ※内閣府・総務省・国交省）								
	専門家派遣によるハンズオン支 援」から得られた官民連携事業 の具体化のポイント集（R3）								
	地域プラットフォームの取組か ら得られた「円滑な官民対話」 のポイント（R1策定、R2更新）								
	地方公共団体のサウンディング 型市場調査の手引き（H30策定、 R1更新）								
	PPP/PFI事業民間提案推進マニュアル （H26策定、R3更新）								
その他	地域プラットフォーム運用マニュアル（H29）・PFI推進室HP「各種PFI情報」、「PFI契約情報」、「よくある御質問」等								

※この他、各分野・施設の特色を踏まえたガイドライン・手引き等が各省庁等により整備されている。

# 令和5年度 PPP/PFI推進に資する支援措置

支援①～③の募集期間は令和5年1月16日～3月3日12時。支援期間は令和5年度内を予定。

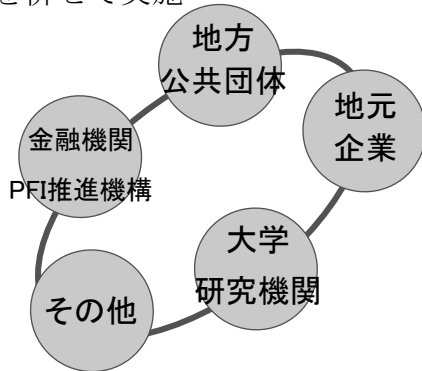
※本募集については、令和5年度予算が成立した場合に支援(執行)が可能となるものであり、国会における審議の状況によっては、支援の内容、日程等を変更する場合があります。

## ① 地域プラットフォーム形成支援

地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場

(地域プラットフォーム)の立ち上げや運営を支援

地域プラットフォームに寄せられる案件候補情報のうち、横展開の可能性が高いものについては、サウンディング調査をはじめ案件形成に資する支援を併せて実施



地域プラットフォーム形成支援のほか、「PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度」の活用により、地方公共団体のPPP/PFI案件形成に対する支援が可能

## ② 優先的検討規程運用支援

PPP/PFI手法の適用を、従来型手法に優先して検討する「優先的検討規程」の策定や、規程を運用して具体の事業をPPP/PFI手法にて進捗させる過程を支援

※支援対象の選定では、(1)～(3)の要件に当てはまる地方公共団体を優位に評価します。

- (1)人口20万人未満の地方公共団体
- (2)優先的検討規程が未策定の地方公共団体
- (3)今後速やかに庁内でPPP/PFI手法の導入を検討する具体の事業がある地方公共団体

## ③ 高度専門家による課題検討支援

公共施設等運営事業(コンセッション事業)、収益型事業、公的不動産利活用事業、PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業、指標連動方式(アベイラビリティペイメント方式)による事業、公園、公民館等の地域交流や住民同士の学びの場となる身近な施設におけるPPP/PFI事業の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家による助言や情報提供等の支援を実施

※本支援措置における具体的なPPP/PFI案件形成については、いずれの支援措置においても、『導入可能性調査開始前』段階のものが対象となります。

事業の段階

PPP/PFI手法導入の優先的検討

基本構想

基本計画

導入可能性調査

PPP/PFI手続  
(PFI法に基づく手続)

事業実施

# ①地域プラットフォーム形成支援

募集期間: 令和5年1月16日～3月3日12時

## 概要

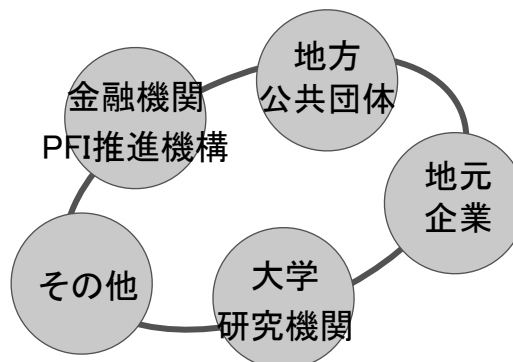
地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場(地域プラットフォーム)の立ち上げや運営を支援  
 地域プラットフォームに寄せられる案件候補情報のうち、他の地方公共団体への横展開の可能性が高いものについては、サウンディング調査をはじめ案件形成に資する支援を併せて実施

## 支援内容

### ■支援対象

地域プラットフォームの継続的な取組実施を通じて、多様なPPP/PFI案件の形成を目指す地域

※複数の地方公共団体等で構成される広域的な地域プラットフォームを重点的に支援



【地域プラットフォームイメージ】

### ■具体的な支援事項(例)

- コンサルタントを派遣し、地域プラットフォームの立ち上げから支援終了後の継続的な運営体制の構築までをサポート
  - ・構成員の決定、活動計画策定の支援
  - ・セミナー等の開催準備、企画立案、運営の支援  
(参加者募集、実施企画の提案、講演者手配、必要資料作成 等)
  - ・支援終了後の継続的な運営体制構築や運営方法について助言
- 地域プラットフォームに寄せられる案件(横展開の可能性が高いもの)に対し、事業の実現性を高めるための情報提供、助言や、今後の方向性を提示。
  - ・プラットフォームを通じたサウンディング調査(民間事業者の参入意向や参入条件等の確認)の実施及び結果分析の支援
  - ・対象事業の類似事例におけるPPP/PFI手法の導入効果や特徴、事業実施に向けたスケジュール、検討項目、取り組む際の留意点等の情報提供 等

## これまでの支援事例



セミナーの開催  
 (かがわPPP/PFI 地域プラットフォーム:  
 令和2年度支援)



セミナーの開催  
 (群馬県PPP/PFIプラットフォーム:  
 令和3年度支援)

## ②優先的検討規程運用支援

募集期間: 令和5年1月16日～3月3日12時

### 概要

「優先的検討規程」とは、地方公共団体が公共施設の整備等を行う場合、自ら行う従来型手法に優先して、PPP/PFI手法の導入を検討することを定める規程

この規程の策定と、規程を運用して具体の事業をPPP/PFI方式で進捗させる過程に対し、職員及び内閣府が委託して派遣するコンサルタントが助言・指導等して支援

### 支援内容

#### ■支援対象

優先的検討規程を令和5年度末までに策定予定又は策定済みで運用の改善を図ろうとする地方公共団体

※支援対象の選定では、(1)～(3)の要件に当てはまる地方公共団体を優位に評価します。

- (1) 人口20万人未満の地方公共団体      (2) 優先的検討規程が未策定の地方公共団体  
(3) 今後速やかに庁内でPPP/PFI手法の導入を検討する具体の事業がある地方公共団体

#### ■具体的な支援事項(例)

○コンサルタントによる資料提供や助言、内閣府職員やコンサルタントの地方公共団体への派遣等により、地方公共団体が行う優先的検討規程の策定、あるいは、対象事業に関する優先的検討規程の運用の初期段階を実際に事業化することを念頭に支援

- ・ 優先的検討規程の策定・運用に関する助言
- ・ 他の地方公共団体が策定した優先的検討規程の優良事例に関する情報提供
- ・ 対象事業の類似事例におけるPPP/PFI手法の導入効果や特徴に関する情報提供
- ・ 優先的検討規程策定に関する庁内勉強会等におけるPPP/PFIの基礎知識を始めとした講義対応
- ・ 対象事業の企画から事業者選定までの手順について、シナリオ・手順フロー図を作成するために必要な情報の提供

等

### これまでの支援事例



庁内勉強会における講義  
若狭町(福井県)  
(令和3年度支援)



庁内勉強会における講義  
豊明市(愛知県)  
(令和3年度支援)

# (参考)優先的検討規程の策定・運用状況

## アクションプランに掲げる目標に対する進捗状況

- 人口10万人以上20万人未満の地方公共団体については、令和5年度までに優先的検討規程を策定  
⇒(進捗状況)令和3年度末で19.9%
- 優先的検討規程に基づくPPP/PFI事業の検討を実施した団体数について、令和6年度までに334団体とする  
⇒(進捗状況)令和3年度末で164団体

## OR4.3末時点の優先的検討規程の策定・運用状況

(内閣府調べ)

策定団体		団体 総数	規程策定済みの 団体数		規程に基づき令和3年度までに 具体案件を検討した団体数
国		13	13	100.0%	5
地方公共 団体	都道府県	47	47	100.0%	35
	政令指定都市	20	20	100.0%	20
	人口20万人以上の市区	111	87	78.4%	68
	小計	178	154	86.5%	123
	人口10万人以上20万人未満の 市区	156	31	19.9%	19
	人口10万人未満の市区町村	1,454	42	2.9%	22
	合計	1,788	227	12.7%	164

※今年度(R4)策定予定及び、策定中、策定意向ありを含めた場合、人口20万人以上では、90.1%、人口10万人以上20万人未満で、85.9%、人口10万人未満で12.2%となる。



# ③高度専門家による課題検討支援

募集期間: 令和5年1月16日～3月3日12時

## 概要

高度な専門的検討を必要とする、公共施設等運営事業(コンセッション事業)、収益型事業、公的不動産利活用事業、PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業、指標連動方式(アベイラビリティペイメント方式)による事業、公園、公民館等の地域交流や住民同士の学びの場となる身近な施設におけるPPP/PFI事業の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家による助言や情報提供等の支援を実施

## 支援内容

### ■支援対象

高度な専門的検討を必要とする以下のいずれかに該当するPPP/PFI事業を実施しようとしている地方公共団体等

- 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業(コンセッション事業)
- 収益型事業(収益施設の併設・活用等事業収入等で費用を回収する事業)
- 公的不動産利活用事業
- PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業  
指標連動方式(アベイラビリティペイメント方式)による事業
- 公園、公民館等の地域交流や住民同士の学びの場となる身近な施設におけるPPP/PFI事業

※支援対象の選定では、今後の展開が期待されるモデル性のある案件を優位に評価します。

※導入可能性調査開始前の検討段階の事業が対象です。

### ■具体的な支援事項(例)

内閣府職員やコンサルタントの地方公共団体への派遣等のほか、支援対象事業を実現するために専門的検討が必要な課題について、高度な専門的知識を有する専門家が、参考となる情報提供や解決法策の検討に対する助言等を実施

- 法令上の制約事項や会計・税務の制度等を踏まえた最適な事業スキームの検討に対する助言
- 事業採算性の検証の実施に関する助言  
(民間事業者ヒアリング、事業収支シミュレーションの実施等) 等

※対象事業の課題に応じた支援を実施します

## これまでの支援事例

大阪市  
(平成28年度支援)

設置者が「地方独立行政法人」となる場合の事業スキーム・運営体制について、高度専門家より**法務的な知見**を整理

### 『大阪中之島美術館』

事業主体: 地方独立行政法人 大阪市博物館機構  
事業方式: 公共施設等運営権(コンセッション)方式

- H30.10 実施方針(案)公表
- H31.4 機構(地独)設立
- R1.6 実施方針公表  
特定事業選定  
事業者募集開始

- R2.4 事業者決定  
実施契約締結
- R4.2 開館



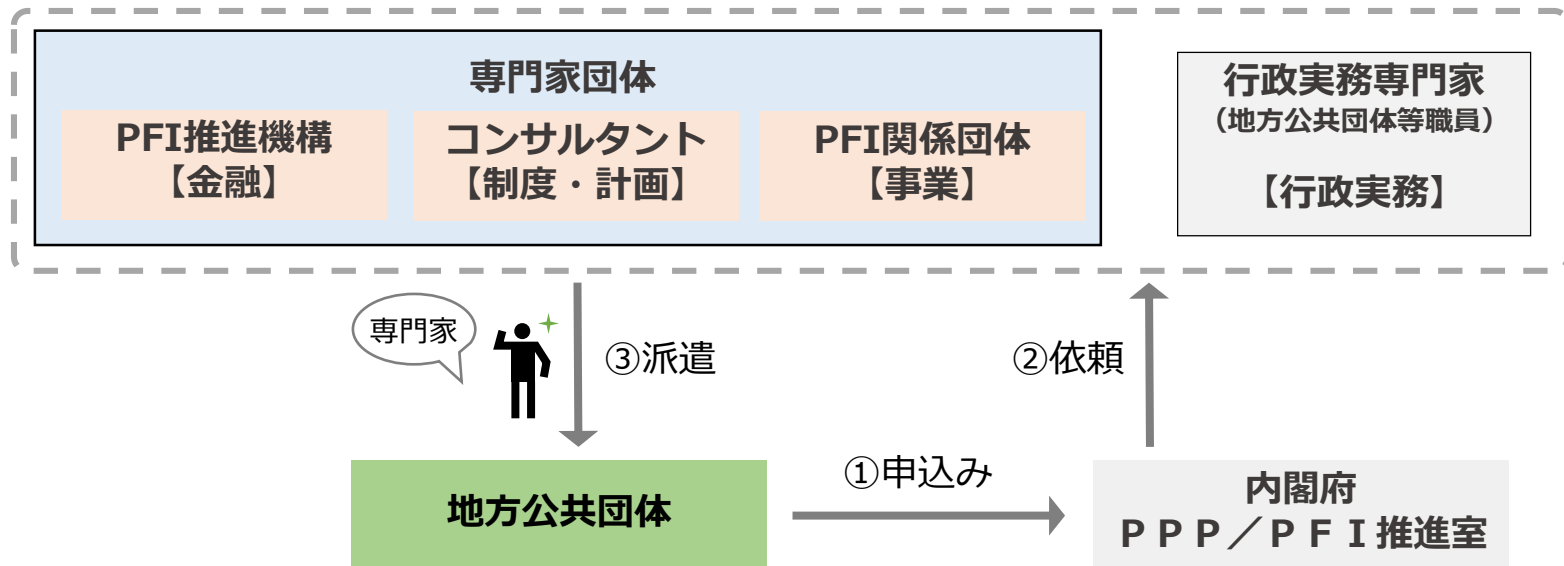
<イメージパース>

# PPP/PFI専門家派遣制度の概要

- PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度。
- 制度運用を開始した平成23年度以降、派遣件数は令和3年度末までに延べ307件。

## 【専門家派遣制度の概要】

- PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度（平成23年度より派遣開始）
- 地方公共団体等からの申込内容に応じ、1回につき半日程度で派遣（内容に応じて複数回の派遣も可能）
- 専門的な立場からアドバイス、講演、質疑応答を実施
- PPP/PFI事業について、庁内推進体制の構築や検討ルールの整備、予算対応、議会对応、庁内合意形成など、行政実務に関しての実務経験・実績を豊富に有する地方公共団体等の職員の方を、「PPP/PFI行政実務専門家」として、令和3年9月より派遣開始
- **令和4年7月から、金融・ファイナンスに関する専門家派遣要請に対応するため、機構職員の方を派遣。**
- 通年で受付中、派遣費用（旅費、謝金）は内閣府が負担



# スポーツ・文化社会教育施設官民連携(コンセッション等) 推進のための施策集

## スポーツ・文化社会教育施設 官民連携(コンセッション等) 推進のための施策集

2023年1月改定

## 2. 支援策 (令和5年度予算(案))

### 2-1. 支援策の全体像

■ は令和5年度予算(案)からの新規事業



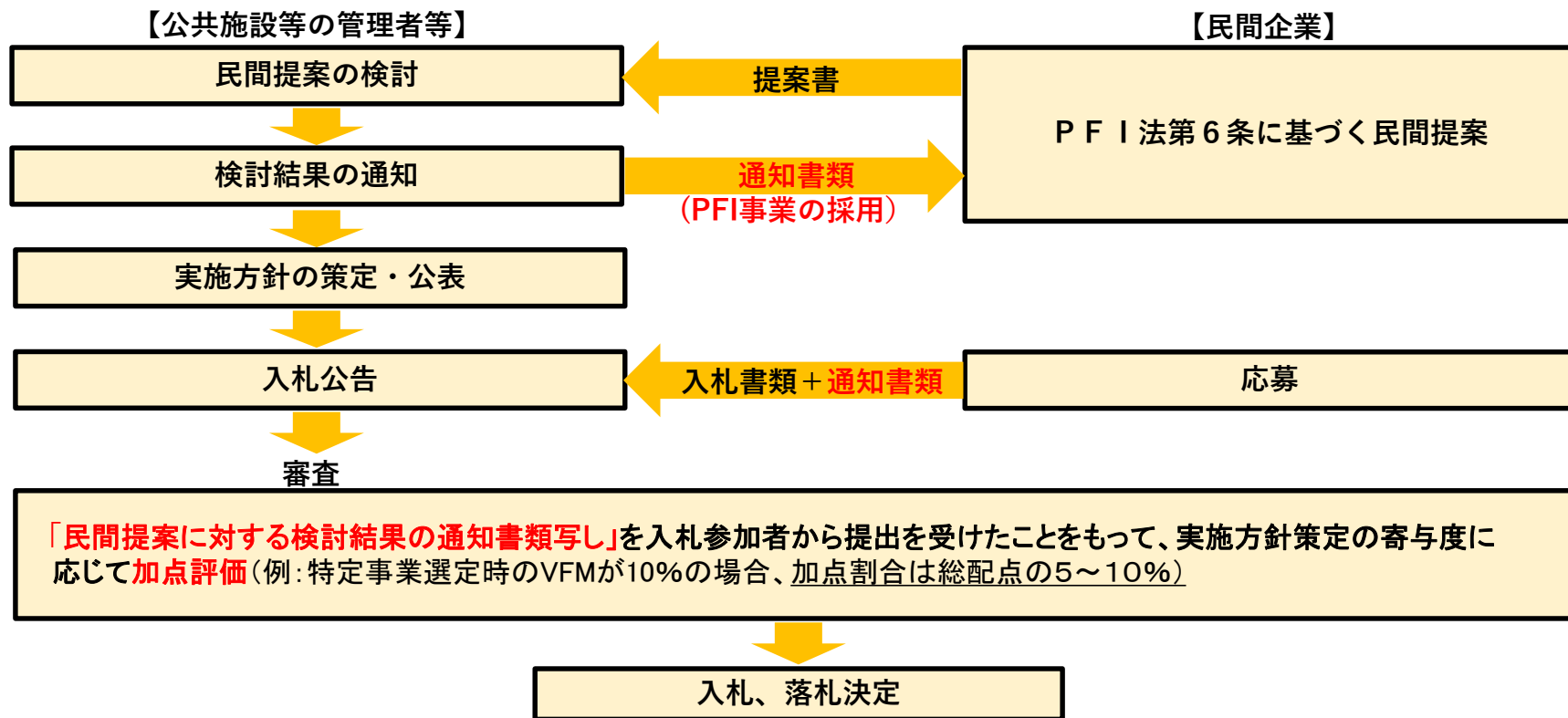
上記支援策の他、地方公共団体がPPP/PFIを導入した場合に、自ら整備・運営した場合と比べて地方財政上不利にならないよう、地方財政措置を講じている。

# 公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置（概要）

○「PPP/PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）」（令和4年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定）において、民間事業者のイニシアティブを活用した案件形成を促進するため、民間事業者による提案が積極的に活用されるよう実効性の高い環境整備を行うとされたことを受け、公共調達の評価において、民間提案事業者に対して加点を行う。

■適用対象：PFI法第6条民間提案に基づき実施される総合評価落札方式又は企画競争により、令和5年4月1日以降に契約を締結しようとするすべての公共調達

■加点評価：PFI法第6条第1項に基づく提案を実施した入札参加者を入札時の評価において加点。  
加点を希望する入札参加者は、PFI法第6条第2項に基づく、公共施設等の管理者等による民間提案に対する検討結果の通知書類写し等を提出。実施方針策定の寄与度に応じて加点。（例えば、特定事業選定時のVFMが10%の場合、加点割合は総配点の5～10%。）



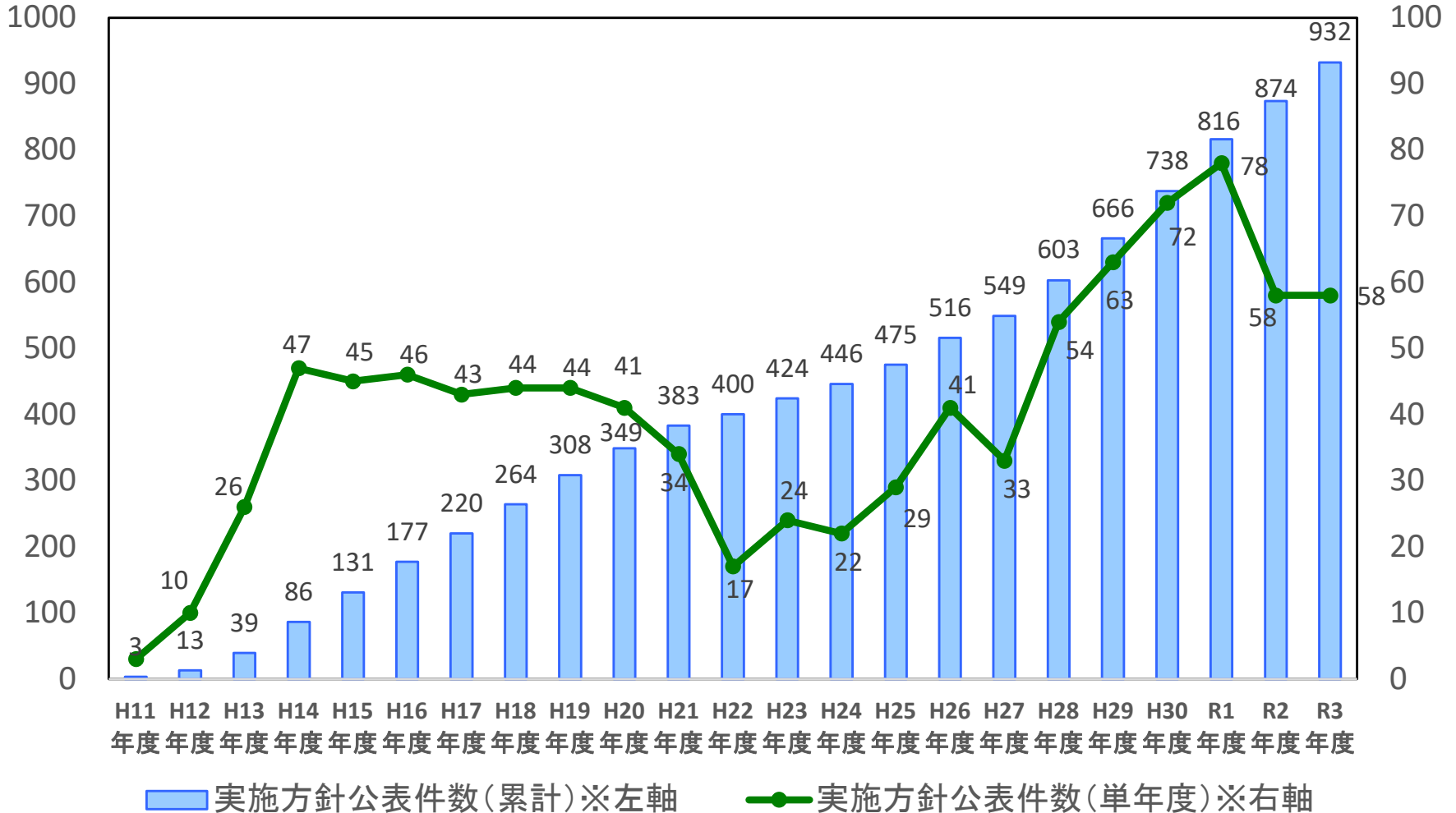
# (参考)PFI事業の実施状況

## 事業数の推移

(令和4年3月31日現在)

(事業数)

(事業数)



(注1)事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

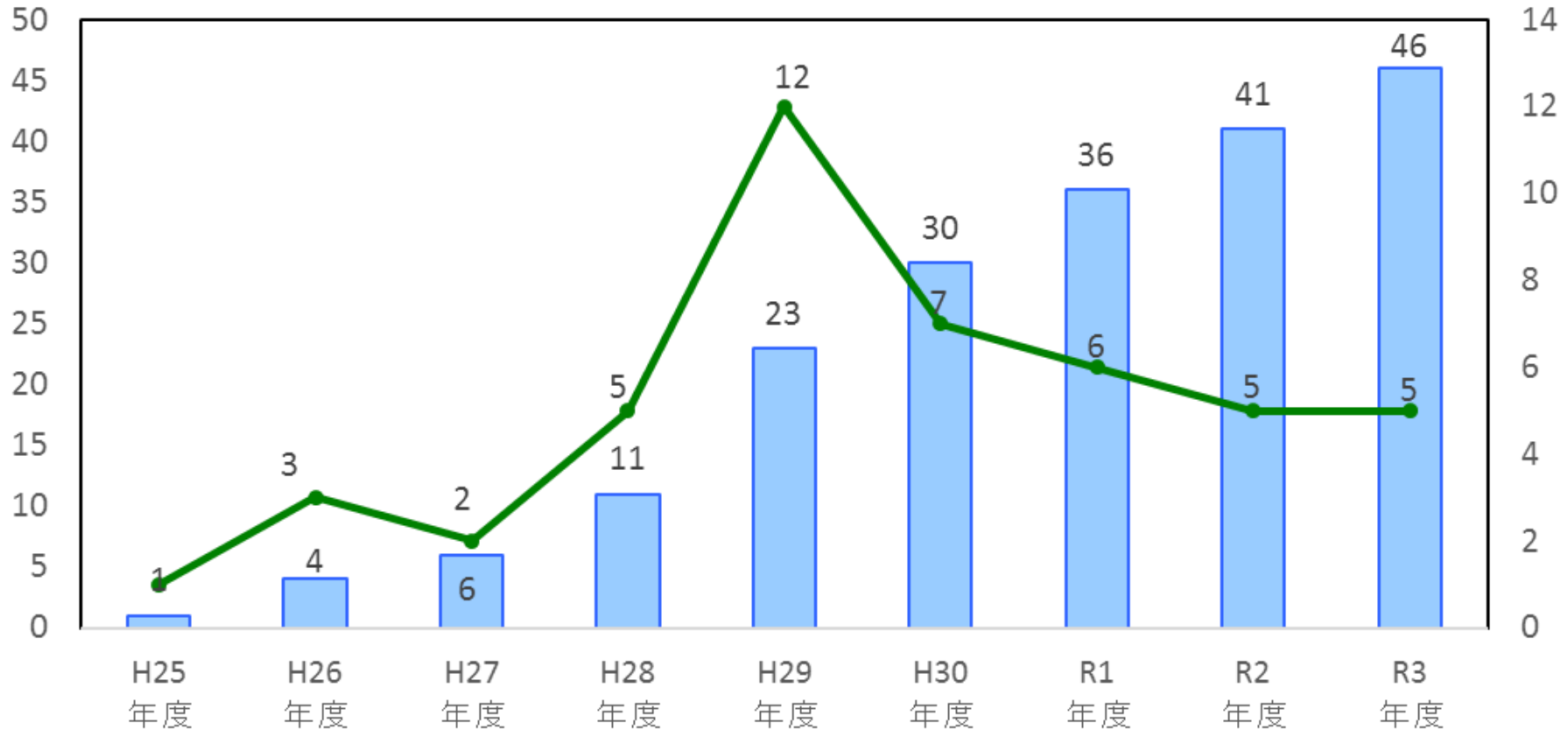
# (参考)PFI事業の実施状況

## 公共施設等運営事業数の推移

(令和4年3月31日現在)

(事業数)

(事業数)



■ 実施方針公表件数(累計)うち公共施設等運営事業※左軸

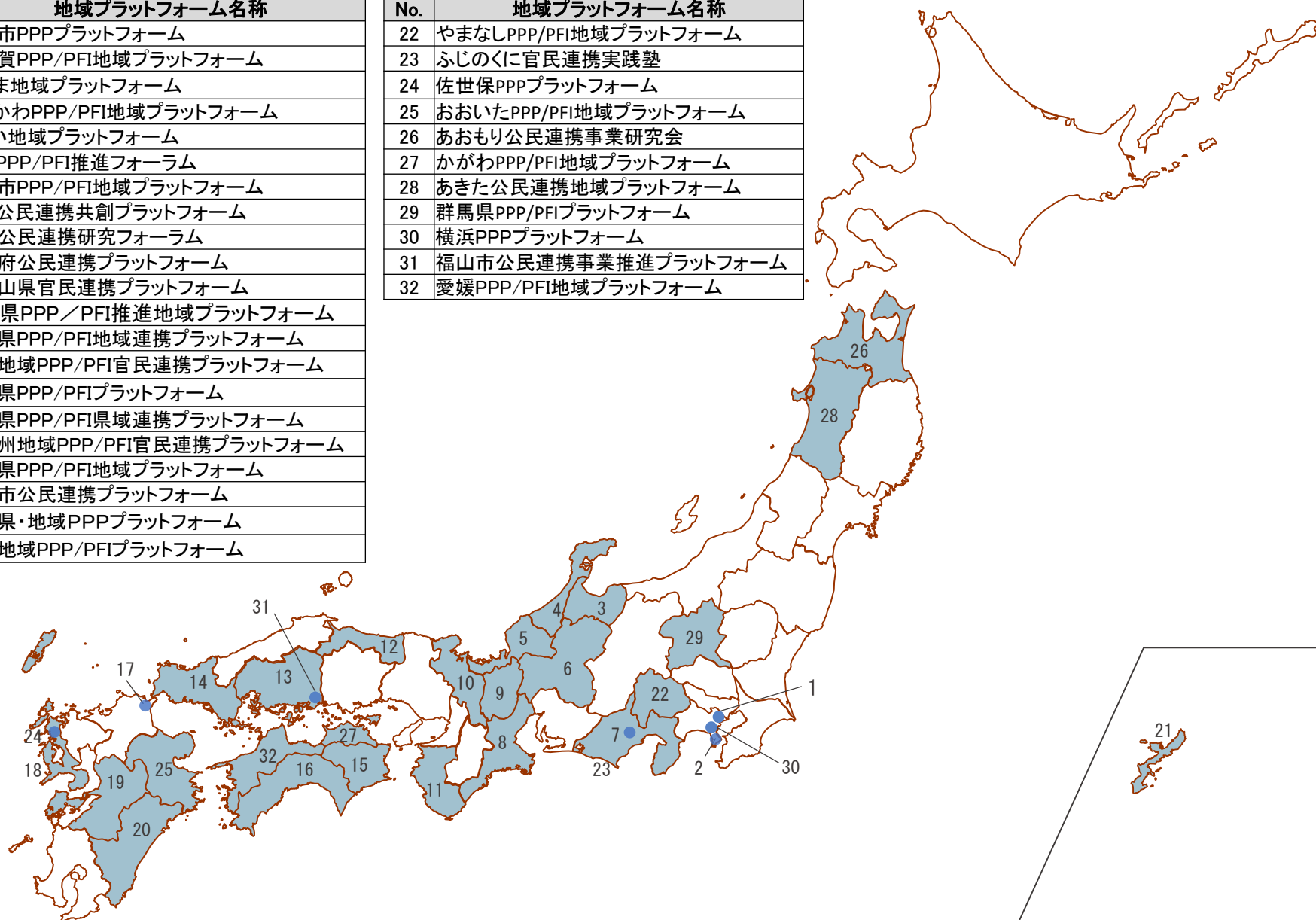
● 実施方針公表件数(単年度)うち公共施設等運営事業※右軸

(注)事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

# (参考)PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度

No.	地域プラットフォーム名称
1	川崎市PPPプラットフォーム
2	横須賀PPP/PFI地域プラットフォーム
3	とやま地域プラットフォーム
4	いしかわPPP/PFI地域プラットフォーム
5	ふくい地域プラットフォーム
6	ぎふPPP/PFI推進フォーラム
7	静岡市PPP/PFI地域プラットフォーム
8	みえ公民連携共創プラットフォーム
9	淡海公民連携研究フォーラム
10	京都府公民連携プラットフォーム
11	和歌山県官民連携プラットフォーム
12	鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォーム
13	広島県PPP/PFI地域連携プラットフォーム
14	山口地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム
15	徳島県PPP/PFIプラットフォーム
16	高知県PPP/PFI県域連携プラットフォーム
17	北九州地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム
18	長崎県PPP/PFI地域プラットフォーム
19	熊本市公民連携プラットフォーム
20	宮崎県・地域PPPプラットフォーム
21	沖縄地域PPP/PFIプラットフォーム

No.	地域プラットフォーム名称
22	やまなしPPP/PFI地域プラットフォーム
23	ふじのくに官民連携実践塾
24	佐世保PPPプラットフォーム
25	おおいたPPP/PFI地域プラットフォーム
26	あおもり公民連携事業研究会
27	かがわPPP/PFI地域プラットフォーム
28	あきた公民連携地域プラットフォーム
29	群馬県PPP/PFIプラットフォーム
30	横浜PPPプラットフォーム
31	福山市公民連携事業推進プラットフォーム
32	愛媛PPP/PFI地域プラットフォーム



※令和4年6月時点で、都道府県内全域をカバーする地域プラットフォームは28府県で設置済み

# (参考)小規模自治体への「優先的検討規程」策定の要請

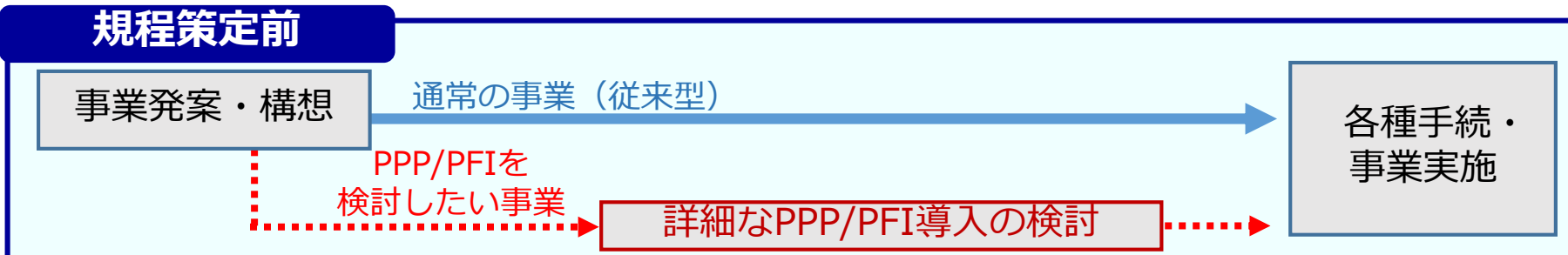
◆従来、人口20万人以上の地方公共団体に「優先的検討規程」の策定を要請

⇒指針を改定、人口10万人～20万人の団体についても、2023(R5)年度末までに「優先的検討規程」の策定を要請 (内閣府・総務省通知：令和3年6月21日)

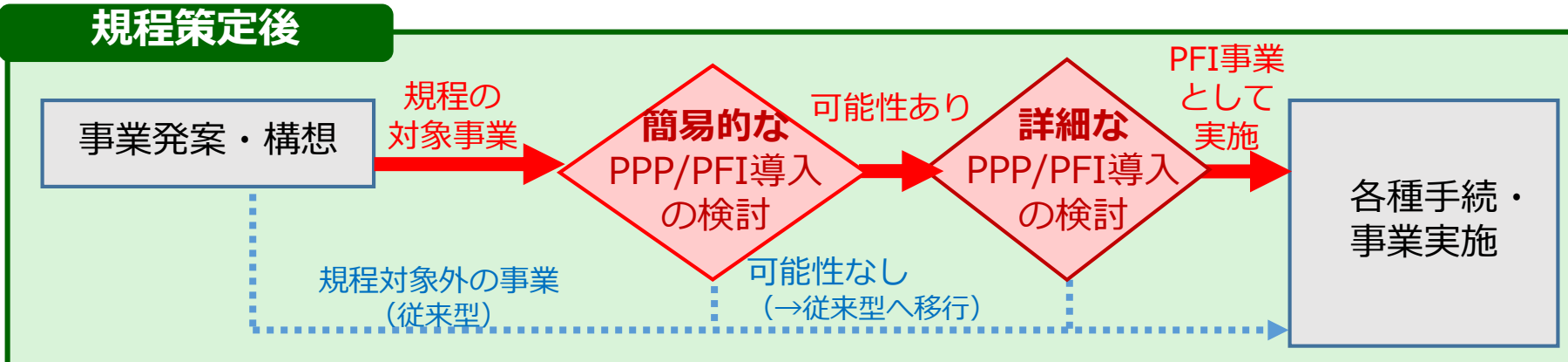
## 『優先的検討規程』の内容と性格

- 対象となる事業について、従来手法よりも効率的・効果的な実施手法（PPP/PFI等）がないか検討することを原則と定める**ルール**
- PPP/PFIの導入効果を簡易的に調べる方法や、具体的な手続をまとめた**ガイドライン**  
※対象となる事業規模・分野や検討の手続などは、地方公共団体ごとに独自に規定

### 規程策定前



### 規程策定後



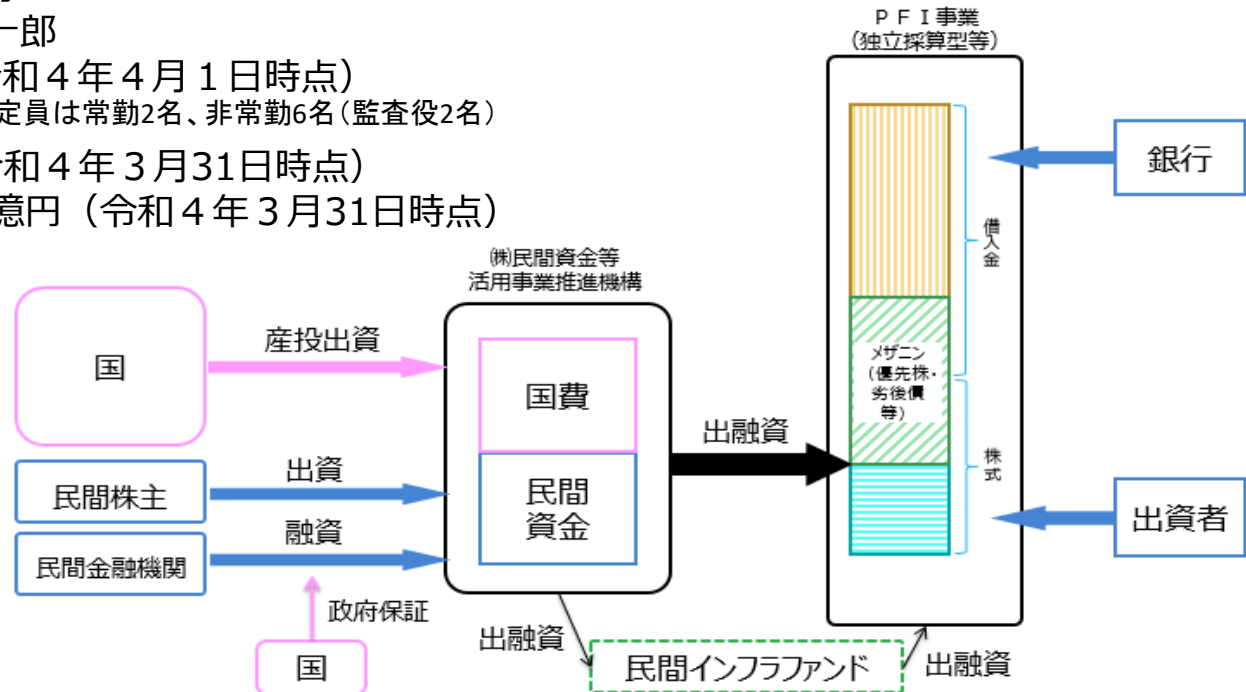


# (参考)民間資金等活用事業推進機構(PFI推進機構) 概要

PFI推進機構は、内閣総理大臣が定める支援基準に従い、PFI事業（ただし、事業に要する費用の全部又は一部を利用者の支払う料金で回収するものに限る。）に対する**出融資（優先株・劣後債の取得等）**や**案件形成のためのコンサルティング**を実施。

所在地 東京都千代田区大手町一丁目6番1号大手町ビル8階  
 設立 平成25年（2013年）10月7日（平成25年PFI法改正により設立）  
 存続期間 令和9年度末までに保有する全ての株式、債権の処分を行うよう努めなければならない（PFI法）  
 資本金 100億円（出資金額：政府100億円、民間100億円）  
 ※出資金額200億円のうち、100億円は資本準備金に計上 ※民間株主69社（うち49社が地域金融機関）  
**決算**（令和3年度） 経常利益 12.4億円、当期純利益 8.6億円、利益剰余金 19.3億円  
 6年連続で単年度黒字を達成、3年連続で配当を実施（4億円）

代表取締役会長 古賀 信行  
 代表取締役社長 足立 慎一郎  
 役員数 28名（令和4年4月1日時点）  
 ※ 役員の定員は常勤2名、非常勤6名（監査役2名）  
 支援決定件数 52件（令和4年3月31日時点）  
 支援決定金額 1,378.4億円（令和4年3月31日時点）



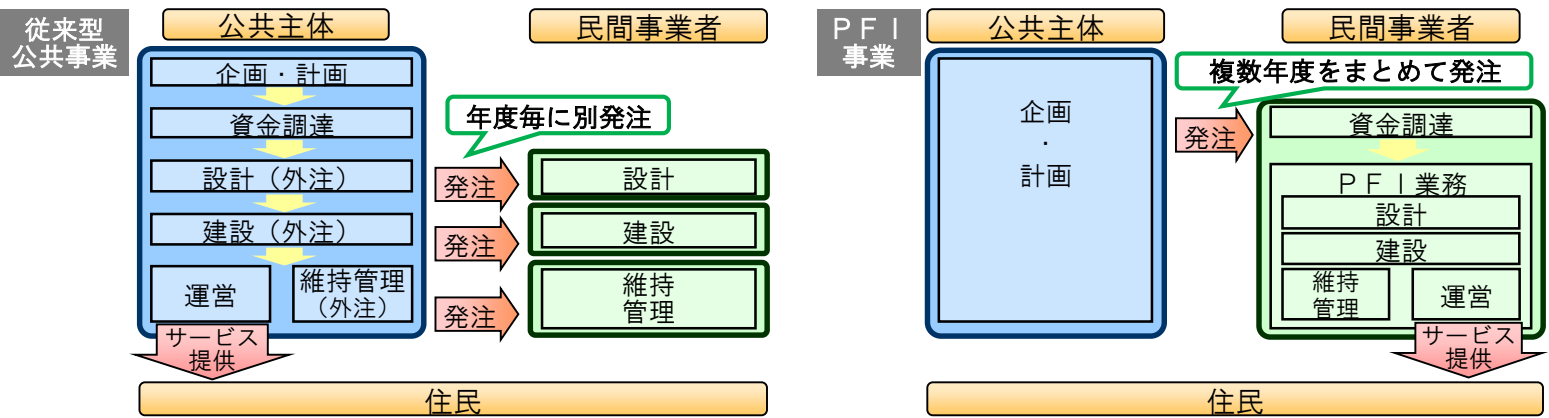
# (参考)PPP及びPFIについて

## PFIとは？(Private Finance Initiative (民間資金等活用事業))

(根拠法：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (PFI法))

庁舎や公営住宅、学校、上下水道等の整備等にあたって、従来のように公共団体が設計・建設・運営等の方法を決め、バラバラに発注するのではなく、**どのような設計・建設・運営を行えば最も効率的かについて、民間事業者に提案競争**させ、最も優れた民間事業者を選定し、**設計から運営までを行わせ、資金調達も自ら行ってもらう**発注制度

■従来型公共事業  
とPFI事業の違い



## 公共施設等運営権 (コンセッション) :

空港、上下水道、展示場等**利用料金を取れる公共施設等の管理・運営を長期に渡って行える権利**。PFI法に基づき公共施設等の管理者が設定し、内閣府に登録ができる、抵当権を設定できるなどのメリットがある。

※水道法改正 (令和元年10月1日施行) により、地方公共団体が、水道事業者等としての位置づけを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関するコンセッションが可能となった。

## PPPとは？(Public Private Partnership (官民連携事業))

**官民連携事業の総称**であり、PFI以外にも、**指定管理者等の制度**の導入、**包括的民間委託**、**民間事業者への公有地の貸し出し**などの手段がある。

# (参考)PPP/PFI推進アクションプランの各類型

## PPP/PFIの概念図

### PPP (Public Private Partnership)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

### PFI (Private Finance Initiative)

PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

#### 【類型Ⅰ】

公共施設等運営権制度を活用したPFI事業(コンセッション事業)

#### 【類型Ⅱ】

収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業(収益型事業)

#### 【類型Ⅳ】

サービス購入型などのPPP/PFI事業

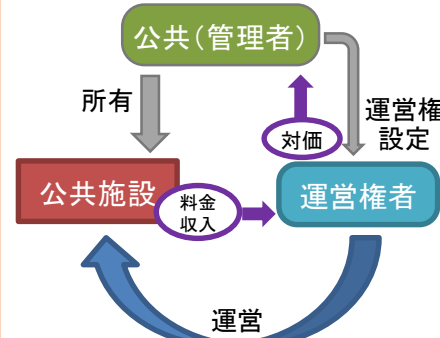
#### 【類型Ⅲ】

公的不動産の有効活用を図るPPP事業(公的不動産利活用事業)

## 各類型のスキーム図 (※以下は、各類型の一例)

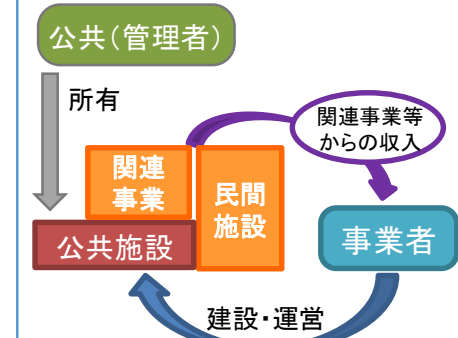
### 【類型Ⅰ】

#### コンセッション事業



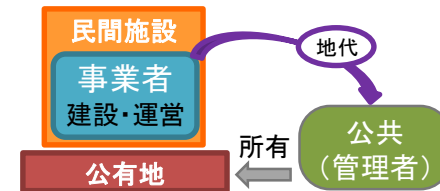
### 【類型Ⅱ】

#### 収益型事業

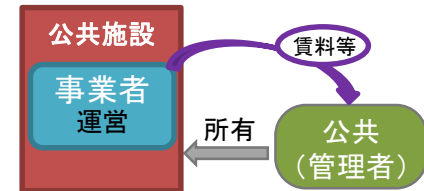


### 【類型Ⅲ】公的不動産利活用事業

<公有地利活用>

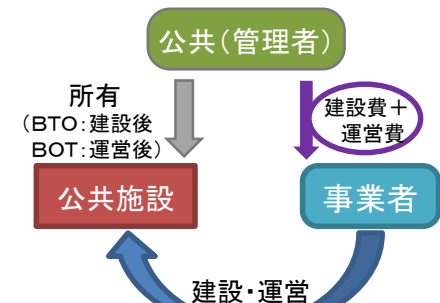


<公共施設利活用>

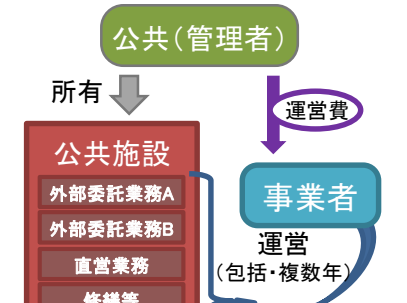


### 【類型Ⅳ】サービス購入型などのPPP/PFI事業

#### サービス購入型PFI事業



#### 包括的民間委託



# (参考)令和2年度 PFI事業における地域企業の参画状況

- 令和2年度のPFI事業における地域企業の参画状況は、  
地域企業が参画している事業は、95% (39/41件)  
地域企業が代表企業として参画している事業は、37% (15/41件)。
- 事業規模別に見ると、地域企業が代表企業として参画している事業は、  
100億円以上の事業では0% (0/6件)、10億円以上100億円未満の事業では32% (8/25件)、  
10億円未満の事業では70% (7/10件)。

分野	事業規模	契約金額 (落札金額)										
		10億円未満			10億円以上100億円未満				100億円以上			
教育・文化 (学校、学校空調、体育館、 給食センター、文化交流施設等)		1 / 3社	1 / 6社	3 / 4社	2 / 6社	2 / 7社				3 / 6社		
		5 / 9社	6 / 6社	7 / 7社	1 / 4社	2 / 5社	2 / 9社	0 / 6社				
健康と環境 (医療、斎場、浄化槽等)		1 / 5社		2 / 4社		1 / 6社			0 / 1社	4 / 8社		
産業 (商業振興施設等)												
まちづくり (住宅、道路、下水道等)		3 / 3社	6 / 7社	2 / 3社	4 / 4社	1 / 3社	1 / 1社	3 / 3社	2 / 4社	3 / 8社	2 / 3社	1 / 3社
			4 / 4社	1 / 3社	4 / 4社	6 / 7社	3 / 3社	4 / 4社	1 / 3社	2 / 4社		
庁舎と宿舎 (事務庁舎、宿舎等)			5 / 6社									
その他				3 / 4社		4 / 7社				3 / 6社		

令和2年度にPFI事業契約が締結されたPFI事業のうち、事業主体が国等の事業及びコンセッション方式を除く41事業について、選定グループにおける地域企業\*の参画状況を分野・事業規模ごとにプロット。

※地域企業：当該事業を実施する都道府県に本社が所在する企業

凡例：選定されたコンソーシアムに占める地域企業の数／全構成企業数

  ：地域企業が参画し、かつ、代表企業になっている事業
   ：地域企業が参画しているが代表企業になっていない事業
   ：地域企業が参画していない事業

# (参考)平成28年度～令和2年度 PFI事業における地域企業の参画状況

## ○PFI事業における地域企業の参画状況

区分	H28年度		H29年度		H30年度		R1年度		R2年度	
	地域企業が参画	地域企業が代表企業として参画	地域企業が参画	地域企業が代表企業として参画	地域企業が参画	地域企業が代表企業として参画	地域企業が参画	地域企業が代表企業として参画	地域企業が参画	地域企業が代表企業として参画
件数(割合)	27/33件	14/33件	38/41件	17/41件	50/58件	30/58件	41/47件	22/47件	39/41件	15/41件
	81.8%	42.4%	92.7%	41.5%	86.2%	51.7%	87.2%	46.8%	95.1%	36.6%

## ○事業規模別のPFI事業における地域企業の参画状況(地域企業が代表企業として参画)

事業規模	H28年度			H29年度			H30年度			R1年度			R2年度		
	10億円未満	10億円以上100億円未満	100億円以上	10億円未満	10億円以上100億円未満	100億円以上	10億円未満	10億円以上100億円未満	100億円以上	10億円未満	10億円以上100億円未満	100億円以上	10億円未満	10億円以上100億円未満	100億円以上
件数(割合)	5/5件	8/21件	1/7件	3/4件	13/30件	0/6件	8/12件	19/38件	3/8件	7/9件	14/29件	1/7件	7/10件	8/25件	0/6件
	100.0%	38.1%	14.3%	75.0%	43.3%	0.0%	66.7%	50.0%	37.5%	77.8%	48.3%	14.3%	70.0%	32.0%	0.0%